

告示

埼玉県選管告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、和光市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和五年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
和光市白子吹上コミュニティセンター	埼玉県和光市白子三丁目八番二十一号	和光市長	百人
和光市向山地域センター	埼玉県和光市白子一丁目三十三番二十号	和光市長	八十人
和光市南地域センター	埼玉県和光市南一丁目八番四十七号	和光市長	六十五人